

特別の教育課程編成・実施計画

1 特別の教育課程を編成・実施する学校の管理機関

足立区教育委員会

2 特別の教育課程を編成・実施する学校一覧

学校名	設置者の別	学校の種類
足立区立興本小学校および扇中学校	公立	小学校および中学校
足立区立新田小学校および新田中学校	公立	小学校および中学校

3 特別の教育課程の内容

(1) 特別の教育課程の概要

第1学年～第9学年で国際コミュニケーション科を実施する。本教科では、英語によるコミュニケーション能力を高める学習、国際理解を深める学習、自らの生き方を考える学習等から指導内容を発達の段階に応じて組み合わせ、体験的な活動を実施する。本教科における授業時数は次のとおりである。

第1・2学年は時数増（10時数）する。

第3学年～第9学年は総合的な学習の時間を充てる。

教育課程全体は別添の教育課程表参照。

(2) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

平成17年に「小中一貫教育による人間力育成特区」の認定を受け、その際に、体験的な活動を通して、コミュニケーション能力や課題解決能力等を育成するとともに、国際人としての資質・能力を育成することをねらいとした「国際コミュニケーション科」を新設した。

新設した当時同様に、これからの未来を担う子どもたちには、社会性や協調性、相手の立場を考え尊重する心、自己を律する態度などの生きていくうえで必要な豊かな力を十分に身につけることが求められる。また、英語や異文化体験等を通じて国際理解を深めることやコミュニケーション能力を育成していくことも必要となる。

「国際コミュニケーション科」を引き続き実施し、9年間を通じた児童・生徒の実態に応じた目標や内容を明確にすることにより、体験的・実践的な活動の一層の充実を図り、指導効果をより高める教育実践を展開する。

(3) 特例の適用開始日

平成20年4月1日（平成20年文部科学省告示第30号附則第2号）

平成21年4月1日変更（20文科初第1197号承認）

平成22年4月1日変更

平成28年4月1日変更

平成31年4月1日変更

※構造改革特別区域法による認定は平成17年4月1日

(4) 取組の期間

2029年3月31日まで

4 指定の要件を満たしていることについて

(1) 教育基本法及び学校教育法に規定する教育の目標との関係

教育基本法第2条第5号では、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」が、教育の目標の一つとされている。

また、学校教育法第21条第3号では「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」とされている。

国際コミュニケーション科は、体験的な活動を通して、コミュニケーション能力や課題解決能力等を育成するとともに、国際人としての資質・能力を育成することをねらいとしており、上記教育基本法および学校教育法の目標達成に寄与するものである。

3に記載する特別の教育課程について、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校等の教育の目標に関する規定等に照らして適切であることを、足立区教育委員会において確認済である。

(2) 児童又は生徒の教育上適切な配慮に関する基準

① 学習指導要領に定める内容事項が特別の教育課程において適切に取り扱われていることについて

標準授業時数を縮減する教科等は、第3学年から第9学年の総合的な学習の時間である。

総合的な学習の時間は、国際コミュニケーション科での国際理解を深める学習、自らの生き方を考える学習等において、学習指導要領に定める内容事項を含めた指導効果をより高める教育実践を展開する。

国際コミュニケーション科での英語によるコミュニケーション能力を高める学習において、外国語活動を含めて、第1学年から第9学年までを系統づけて行い、学習指導要領に定める内容事項のほか、国際コミュニケーション科で実施する他の活動と関連づけて実施していく。

3に記載する特別の教育課程について、学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていることを、足立区教育委員会において確認済である。

② 学習指導要領に定める内容事項を指導するための総授業時数が特別の教育課程において確保されていること

3に記載する特別の教育課程について、学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が確保されていることを、足立区教育委員会において確認済である。

③ 児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の内容の系統性及び体系性への配慮

◎小中一貫4・3・2制の実施

義務教育の9年間では、子どもたちの発達の段階は大きく異なる。そこで、この9年間をⅠ期（4年間）・Ⅱ期（3年間）・Ⅲ期（2年間）のまとまりとして分け、柔軟なカリキュラムによりそれぞれの期間における指導の狙いや重点を明確にし、これまで以上に指導の充実を図る。

●Ⅰ期（第1～4学年）

児童期にあたり、基礎・基本を繰り返して習熟を図る時期。

「学びの基本姿勢」を身につけさせることを目指す。

●Ⅱ期（第5～7学年）

基礎・基本を生かして具体的なモノで考える時期から論理的・抽象的思考へ移行する時期。

「意欲的な学習姿勢」を身につけさせることを目指す。

●Ⅲ期（第8～9学年）

基礎・基本を応用して、抽象的・論理的思考を着実に行う時期。

「主体的な学習姿勢」を身につけさせることを目指す。

以上の発達の段階に応じた学習態度を育成することにより、義務教育修了時には自ら意欲的に学ぶことができるようになると同時に、高い学力を身につけさせる。また、第5学年から第7学年の3年間をくくることにより、従来の小・中学校の接続の課題を解消し、スムーズな学年進行を実現する。

国際コミュニケーション科においては、全体計画、各学年の指導計画を作成し、1年生から9年生までの発達を考慮し、指導内容を系統立てるとともに、内容同士のつながりや関連性を持たせ、実施していく。

3に記載する特別の教育課程について、児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていることを、足立区教育委員会において確認済である。

④ 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮

国際コミュニケーション科を実施しても、保護者への新たな経済的負担は発生しない。また、当区は学校選択制度を実施しているため、学区域内への転入や中学入学に際しても、本校以外を選択することも可能である。

3に記載する特別の教育課程について、保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていることを、足立区教育委員会において確認済である。

⑤ 児童又は生徒の教育課程特例校への転出入に対する配慮等

転居にともなう転入生や第7学年（中学1年生）からの入学生など学習定着が十分でない児童・生徒に対しては、授業進度の調整を図るため補充的授業を行っていく。

3に記載する特別の教育課程について、①から④までに記載するものの他、児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていることを、足立区教育委員会において確認済である。

興本小学校・新田小学校 教育課程表
(2019年度)

区 分	各 教 科 の 授 業 時 数									道徳の授業時数	外国語活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	授業時数 「国際コミュニケーション科」の	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育						
第1学年	306		136		102	68	68		102	34			34	10	860
第2学年	315		175		105	70	70		105	35			35	10	920
第3学年	245	70	175	90		60	60		105	35	35	0 (-70)	35	70 (+70)	980
第4学年	245	90	175	105		60	60		105	35	35	0 (-70)	35	70 (+70)	1015
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	35	70	0 (-70)	35	70 (+70)	1015
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	35	70	0 (-70)	35	70 (+70)	1015
合 計	1461	365	1011	405	207	358	358	115	597	209	210	0 (-280)	209	300 (+280)	5805

*1 標準授業時数と異なる授業時数を設定する教科等については、標準授業時数からの増減を()で記入し、網掛けにすること。

*2 英語による教育(いわゆるイマージョン教育)を行う場合には、標準授業時数や増減時数の下にアンダーラインを引くこと。

興本小学校・新田小学校 教育課程表
(2020年度～)

区 分	各 教 科 の 授 業 時 数										道徳の授業時数	外国語活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	授業時数 「国際コミュニケーション科」	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語						
第1学年	306	/	136	/	102	68	68	/	102	/	34	/	/	34	10	860
第2学年	315	/	175	/	105	70	70	/	105	/	35	/	/	35	10	920
第3学年	245	70	175	90	/	60	60	/	105	/	35	35	0 (-70)	35	70 (+70)	980
第4学年	245	90	175	105	/	60	60	/	105	/	35	35	0 (-70)	35	70 (+70)	1015
第5学年	175	100	175	105	/	50	50	60	90	70	35	/	0 (-70)	35	70 (+70)	1015
第6学年	175	105	175	105	/	50	50	55	90	70	35	/	0 (-70)	35	70 (+70)	1015
合 計	1461	365	1011	405	207	358	358	115	597	140	209	70	0 (-280)	209	300 (+280)	5805

*1 標準授業時数と異なる授業時数を設定する教科等については、標準授業時数からの増減を()で記入し、網掛けにすること。

*2 英語による教育(いわゆるイマージョン教育)を行う場合には、標準授業時数や増減時数の下にアンダーラインを引くこと。

扇中学校・新田中学校 教育課程表

区 分	各 教 科 の 授 業 時 数									道徳の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	「国際コミュニケーション科」の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語					
第1学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	0 (-50)	35	50 (+50)	1015
第2学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	0 (-70)	35	70 (+70)	1015
第3学年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	0 (-70)	35	70 (+70)	1015
合 計	385	350	385	385	115	115	315	175	420	105	0 (-190)	105	190 (+190)	3045

* 1 標準授業時数と異なる授業時数を設定する教科等については、標準授業時数からの増減を（ ）で記入し、網掛けにすること。

* 2 英語による教育（いわゆるイマージョン教育）を行う場合には、標準授業時数や増減時数の下にアンダーラインを引くこと。